

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和7年12月

1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

2 廃業業者一覧

	許可番号		商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
全部廃業							
1	島根県知事許可	(般 04)	第9961号	T A M A Y A M A	玉山 成烈	松江市宍道町白石1833-1	許可を受ける全ての建設業 令和7年12月4日
2	島根県知事許可	(般 05)	第7533号	(有)佐藤工務店	佐藤 隆信	松江市矢田町338-24	許可を受ける全ての建設業 令和7年12月12日
3	島根県知事許可	(特 03)	第619号	(株)日成建設	奥村 聰	鹿足郡津和野町瀧元955-3	許可を受ける全ての建設業 令和7年12月15日
一部廃業							
1	島根県知事許可	(般 03)	第8555号	(有)出雲溶接工業	小村 辰一	出雲市斐川町名島18	鋼 令和7年12月1日
2	島根県知事許可	(般 06)	第8853号	(有)小川商店	小川 知興	大田市温泉津町温泉津口65	土 令和7年12月23日
3	島根県知事許可	(般 07)	第9788号	(有)庄徳水道	梶谷 功	出雲市湖陵町差海1876-6	土、と、舗、しゅ 令和7年12月25日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」カラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業